

保健事業の申請期限等のお知らせ

インフルエンザ予防接種助成等の申請期限(有効期限)についてお知らせします。
申請を忘れている助成がないか、ご確認くださいますようお願いします。
事業内容については「令和7年度版 保健事業のご案内」でご確認ください。



インフルエンザ予防接種助成 【保健事業のご案内 10ページ】

申請期限:令和8年2月27日(共済組合必着)

助成の対象は、組合員及び被扶養者が令和8年1月31日までに受けた
インフルエンザ予防接種に限ります。



歯科健診助成 【保健事業のご案内 9ページ】

有効期限:令和8年1月31日

歯科健診受診票の有効期限を過ぎてからの受診は助成対象外です。

受診票は5月に35~60歳の5歳刻みの組合員の方に配付しています。



保健施設利用券(薄緑色) 【保健事業のご案内 14ページ】

有効期限:令和8年3月31日

有効期限を過ぎると使用できません。



公共スポーツ施設・民間フィットネスクラブ 利用助成 【保健事業のご案内 20ページ】

申請期限:令和8年4月10日(共済組合必着)

助成の対象は、令和8年3月分までの月会費又は令和8年3月31日
までに購入した回数券に限ります。